

宮崎地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

宮崎労働局一般公示第2号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第3条第1項の規定に基づき、宮崎地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「宮崎地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和6年3月19日

宮崎労働局長 坂根 登

記

宮崎地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条に規定する労働組合であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切年月日

令和6年4月9日(火)

(3) 推薦書の提出先

宮崎労働局労働基準部賃金室

(〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎2階)

(4) 委員の任期等

本件公示は、委員の辞職(労働者を代表する委員1名)に伴う補欠委員の人選であり、補欠委員の任期は、前任者の残任期間となること。